館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱

平成27年3月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、館山市(以下「本市」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下「本市契約」という。)により暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)を利することとならないよう、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(以下「暴力団密接関係者」という。)を本市契約から排除するため、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄警察署への照会)

第2条 市長は、警察署以外の機関等から本市契約における競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格者」という。)、又は本市と契約を締結し、若しくは締結しようとする者が、別表に掲げる措置要件(以下「暴力団排除措置要件」という。)に該当する旨の情報提供があったとき、又は必要があると認めるときは、「暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書(平成24年4月25日締結)」に基づき、本市を管轄する警察署に対して暴力団排除措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(入札からの排除)

- 第3条 市長は、本市契約のために一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、入札参加資格を有するとされ、又は入札の指名の通知を受けている有資格者が、契約締結までの間に、前条の照会により、暴力団排除措置要件のいずれかに該当する者(以下「暴力団排除措置要件該当者」という。)であると認められたときは、その者の入札参加資格の取消し、若しくは指名の取消し、又は落札決定を取消すものとする。
- 2 前項の規定は、暴力団排除措置要件該当者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合 の証明を受けた中小企業等協同組合(以下「官公需適格組合」という。)についても適用す る。
- 3 市長は、前2項の規定により入札参加資格の取消し、若しくは指名の取消し、又は落札決 定の取消しを行ったときは、その旨を当該暴力団排除措置要件該当者に対し遅滞なく通知す るものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該 通知を省略することができる。

(指名停止等)

第4条 市長は、有資格者が暴力団排除措置要件該当者であると認められたときは、館山市入 札・契約制度検討委員会に諮り、別表の右欄に定める期間(以下「指名停止期間」という。)、 当該有資格者に対し館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領(以下「指名停止措置要領) という。) に基づき指名停止の措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指名停止の措置を受けた有資格者を構成員に含む共同企業体及 び官公需適格組合について、当該有資格者に係る指名停止期間と同一期間指名停止の措置を 行うものとする。
- 3 市長は、指名停止の措置を行ったときは、指名停止期間中、当該有資格者の本市契約に係る一般競争入札の参加を認めてはならない。
- 4 市長は、指名停止の措置を行ったときは、指名停止期間中、本市契約に係る入札において、 当該有資格者を指名してはならない。
- 5 市長は、指名停止の措置を受けた有資格者について指名停止期間を経過し、かつ、改善されたと認められるときは、当該有資格者に係る指名停止の措置を解除するものとする。
- 6 市長は、第1項若しくは第2項の規定による指名停止の措置を行い、又は前項の規定による措置の解除を行ったときは、その旨を当該措置を受けた有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

- 第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。
- (1) 第4条第1項及び第2項の規定による指名停止期間中の有資格者
- (2) 有資格者以外の者で暴力団排除措置要件該当者であると認められた者
- (3)前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部若しくは一部を下請(二次下請等も含む。)し、又は受託することを承諾しないものとする。

(各所属長への通知)

第7条 管財契約課長は、第4条第1項若しくは第2項の規定により指名停止の措置を行ったとき、若しくは同条第5項の規定により指名停止の措置の解除を行ったとき、又は有資格業者以外のものが暴力団排除措置要件該当者であると認められたとき若しくは当該暴力団排除措置要件該当者が措置要件に該当しなくなったと認められたときは、その旨を各所属長に通知するものとする。

(工事若しくは業務の妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、本市契約の受注者(受注者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)又は下請業者が、暴力団等(暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ)による工事若しくは業務の妨害又は不当要求を受けた際は、当該受注者に報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導するものとする。この場合において、市長は、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、本市契約の受注者の下請業者が、暴力団等による工事若しくは業務の妨害又は不 当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注者へ速やかに報告を行うよう、受注者に指導 を求めるものとする。

(契約の解除)

- 第9条 市長は、受注者が次の各号に該当するときは、契約を解除し、第4条の規定により指 名停止の措置を行うことができる。
- (1) 暴力団排除措置要件該当者であると認められたとき
- (2)下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表に掲げる暴力団排除措置要件該当者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき
- (3) 前号に該当する場合のほか、本市から、暴力団排除措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき

(外郭団体等への協力要請)

第10条 市長は、第4条の規定により指名停止の措置を行ったとき、又は有資格者以外のものが暴力団排除措置要件に該当すると認められたときは、本市の外郭団体(本市が出資、又は継続的に人的、財政的支援を行っている法人その他の団体をいう。)及び指定管理者に対して同様の措置を行うよう要請するものとする。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものとするため、本市を管轄する警察署 その他関係機関への積極的な協力を要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定については、 この要綱の施行の日以降に締結する本市契約について適用し、同日前に締結する本市 契約については、なお従前の例による。
- 2 館山市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成11年12月15日施行)は廃止する。

H	#0 88
措置要件	期間
1 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(
個人である場合はその者、法人等である場合はその役員(業務を執	を経過し、かつ改善されたと認め
行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役	られるまで
、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対	
し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同	
等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。) 又は支店若し	
くは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう	
。)が、暴力団員等であると認められるとき、又は暴力団若しくは	
暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動	
に支配的な影響力を有していると認められるとき。	
2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を	当該認定をした日から6か月を
図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力	経過し、かつ改善されたと認めら
団員等を利用するなどしていると認められるとき。	れるまで
3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を	当該認定をした日から6か月を
供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の	経過し、かつ改善されたと認めら
維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	れるまで
4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難され	当該認定をした日から6か月を
るべき関係を有していると認められるとき。	経過し、かつ改善されたと認めら
	れるまで
5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員等又は1から4のいずれ	当該認定をした日から6か月を
かに該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用す	経過し、かつ改善されたと認めら
るなどしていると認められるとき。	れるまで